

市区町村別集計項目（推進体制等）

富山県	
市区町村数	15

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務局掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
						9	11	9				15					
16	201	富山市	市民協働相談課	1	2	1	1	富山市男女共同参画推進条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
16	202	高岡市	男女平等・共同参画課	1	1	1	1	高岡市男女平等推進条例	2005年11月1日	2005年11月1日		高岡市男女平等推進プラン(第2次)後期事業計画	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
16	204	魚津市	魚津市女性活躍社会推進室	1	1	1	1	魚津市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年4月1日		魚津市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1	
16	205	氷見市	地域振興課	1	2	2	2				4	氷見市男女共同参画プラン(第5次)	2022年4月	～ 2032年3月	1	1	
16	206	滑川市	生涯学習・スポーツ課	2	2	1	2				4	滑川市男女共同参画計画~第3次ときめき かがやき ひかりのプラン~	2019年4月	～ 2029年3月	1	1	
16	207	黒部市	企画情報課	1	2	1	1				4	第2次くろべ男女共同参画プラン	2017年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
16	208	砺波市	企画政策課	1	2	1	1	砺波市男女共同参画推進条例	2005年9月27日	2005年9月27日		砺波市男女共同参画推進計画(第4次)	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
16	209	小矢部市	定住支援課	1	2	1	1				4	第3次小矢部市男女共同参画プラン	2023/4/1	～ 2033/3/31	1	1	
16	210	南砺市	南砺で暮らしません課	1	2	2	1	南砺市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		南砺市男女共同参画推進プラン(第2次改訂)	2023年9月	～ 2027年3月	1	1	
16	211	射水市	市民活躍・文化課	1	2	1	1	射水市男女共同参画推進条例	2006年12月20日	2007年4月1日		第2次射水市男女共同参画基本計画(改訂版)	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
16	321	舟橋村	総務課	1	2	2	2				4	舟橋村男女共同参画プラン	2021年3月1日	～ 2031年3月31日	2	1	
16	322	上市町	教育委員会事務局 生涯学習班	2	2	1	1				4	第2次上市町男女共同参画プラン 誰もが個性と能力を発揮できるまち 上市	2014年3月	～ 2024年3月	2	1	
16	323	立山町	総務課	1	2	2	2	立山町男女共同参画推進条例口	2021年12月17日	2021年12月17日		第4次立山町男女共同参画プラン	2021年3月	～ 2026年3月	2	1	
16	342	入善町	教育委員会事務局	2	2	2	1	入善町男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第6次にゆうぜん男女共同参画プラン	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
16	323	朝日町	教育委員会事務局	2	2	2	1	朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例	2002年3月22日	2002年4月1日		第4次朝日町男女共同参画社会づくり計画	2020年4月1日	～ 2025年3月31日	2	2	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			施設管理			事業運営		
												単独	複合	直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他
			2							0	2	1	0	1	2	0	0
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター		930-0002	富山市新富町一丁目2番3号CiCビル3階	076-433-1760	076-433-1761	https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/jinken/1010392/1011120.html		○	○			○		
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター		933-0023	富山県高岡市末広町1番7号ウイング・ウイング高岡6階	0766-20-1810	0766-20-1815	https://www.city.takaoka.toyama.jp/gyosei/gyoseijoho/danjokyodosankaku/3/index.html		○			○	○		
16	204	魚津市															
16	205	氷見市															
16	206	滑川市															
16	207	黒部市															
16	208	砺波市															
16	209	小矢部市															
16	210	南砺市															
16	211	射水市															
16	321	舟橋村															
16	322	上市町															
16	323	立山町															
16	342	入善町															
16	323	朝日町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024 年 4 月 1 日 現在 で 開 設 済 の 施 設)														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 期間 の 定 め が な い 職 員	非常勤 (雇用)期間 の 定 め が あ る 職 員		広報啓発	講座	相談事業	情報 ・ 提供 収集	苦情 処理	交流 促進	企業・NPO との 連携	国際 交流	調査 研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	0	0	0	
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター	1997年4月1日	2	2	3,144	○	○	○	○						
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター	2004年4月1日	3	7	15,544	○	○	○	○		○				
16	204	魚津市															
16	205	氷見市															
16	206	滑川市															
16	207	黒部市															
16	208	砺波市															
16	209	小矢部市															
16	210	南砺市															
16	211	射水市															
16	321	舟橋村															
16	322	上市町															
16	323	立山町															
16	342	入善町															
16	323	朝日町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市 区長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				4		10	0	0.0	11	0	0.0	5	0	0.0	4	1	25.0	4,025	140	3.5
16	201	富山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1423	65	4.6
16	202	高岡市	2008年9月25日	高岡市男女平等・共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							608	15	2.5
16	204	魚津市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	15	6.0
16	205	氷見市				1	0	0.0	1	0	0.0							230	0	0.0
16	206	滑川市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	8	5.6
16	207	黒部市	2008年12月18日	黒部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							160	0	0.0
16	208	砺波市	2005年9月21日	砺波市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							253	3	1.2
16	209	小矢部市	2014年12月20日	小矢部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							199	5	2.5
16	210	南砺市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	1	3.2
16	211	射水市				1	0	0.0	1	0	0.0							314	12	3.8
16	321	舟橋村										1	0	0.0	0	0		12	1	8.3
16	322	上市町										1	0	0.0	1	0	0.0	118	8	6.8
16	323	立山町										1	0	0.0	1	1	100.0	144	6	4.2
16	342	入善町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
16	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 府 町 村 コ ー ド	市 区 府 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード											
			問8-1			問8-2					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)														
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他					
						626	530	9,272	2,461	26.5						302	260	5,244	1,219	23.2	85	53	499	98	19.6	485	47	9.7	500	47	9.4						
		小計														301	259	5,188	1,194	23.0	85	53	499	98	19.6												
16	201	富山市	30.0	2026年4月		64	54	908	255	28.1	法律または条例の定めるところにより設置する審議会等	61	51	909	255	28.1	6	3	42	4	9.5	44	2	4.5	45	2	4.4	1		1		1		1			
16	202	高岡市	33.0	2027年3月		75	74	1,049	324	30.9	法令、条例、要綱等に基づいて設置されている委員会、審議会	9	9	218	53	24.3	6	5	37	8	21.6	39	4	10.3	40	4	10.0	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日				
16	204	魚津市	40.0	2026年3月		74	44	708	189	26.7	公的な委員会・審議会における女性委員	13	13	287	67	23.3	6	5	30	8	26.7	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1		1			
16	205	氷見市	36.0	2032年3月		52	47	839	252	30.0	法令、条例、その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	31	24	417	107	25.7	6	3	31	5	16.1	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1		1			
16	206	滑川市	45.0	2029年3月		64	49	801	232	29.0	法律、条例、規則、要綱等に基づき設置されている審議会・委員会等	23	17	239	52	21.8	6	3	32	6	18.8	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1		1			
16	207	黒部市	30.0	2026年4月		32	28	716	157	21.9		16	13	494	114	23.1	6	4	31	5	16.1	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1		1			
16	208	砺波市		2027年3月	40%以上60% 以下	52	49	1,168	295	25.3	法律に基づいて設置されている審議会等、条例に基づいて設置されて いる審議会等、その他要綱に基づいて設置されている審議会等	17	15	663	113	17.0	6	4	45	8	17.8	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1		1			
16	209	小矢部市	40.0	2028年3月		36	33	448	114	25.4		36	33	448	114	25.4	6	4	35	7	20.0	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1		1		1			
16	210	南砺市	40.0	2027年3月		44	39	553	170	30.7		14	13	212	52	24.5	6	4	37	15	40.5	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1		1			
16	211	射水市	40.0	2027年3月		53	44	645	172	26.7	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設 置されている審議会等、要綱等により設置されている審議会等	32	25	380	97	25.5	6	4	43	7	16.3	35	0	0.0	36	0	0.0	1		1		1		1			
16	321	舟橋村				0	0	0	0			8	7	74	24	32.4	5	4	25	5	20.0	6	0	0.0	7	0	0.0	1		1		1		1			
16	322	上市町	30.0	2026年3月		21	19	272	65	23.9	法律に基づいて設置されている審議会等、条例に基づいて設置されて いる審議会等、その他要綱等に基づいて設置されている審議会等	9	8	144	27	18.8	5	2	25	4	16.0	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1		1			
16	323	立山町	30.0	2025年3月		16	12	343	46	13.4	法律、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	9	9	266	40	15.0	5	3	28	4	14.3	23	7	30.4	24	7	29.2	2	2021年3月1日	1		1		1			
16	342	入善町		2028年3月	40%以上60% 未満	28	26	547	146	26.7	法律、条例、要綱等に基づいて設置されている審議会等	12	12	189	35	18.5	5	3	31	7	22.6	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1		1		1			
16	323	朝日町	30.0	2026年3月		15	12	275	44	16.0		11	10	248	44	17.7	5	2	27	5	18.5	44	7	15.9	45	7	15.6	1		1		1		1			

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

富山県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														1	1	56	25	44.6	0	0	0	0							
		富山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高岡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		魚津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		氷見市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		滑川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		黒部市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		砺波市												1	1	56	25	44.6	0	0	0	0	0.0						
		小矢部市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南砺市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		射水市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		舟橋村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上市町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		立山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		入善町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		朝日町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																			問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況							問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																						
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比 率	うち一般行政職			部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

道 区	府 町	県 村	市 区 町 村	名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
							問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）					
							議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
					10		1の合計	15	0	14		1			15	15	15	15	15	10
					2		2の合計	0	14	1		13			0	0	0	0	0	0
					1		3の合計	0	1			1			0	0	0	0	0	0
					2		4の合計	0	0						0	0	0	0	0	0
16	201		富山市	1	富山市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、文書等(次の各号に掲げるものを除く。)(において、旧姓を使用することができる。 一 関係機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 二 前号に掲げるもののほか、職務遂行上支障が生じるおそれがあると認められる文書等	富山市議会事務局	1	2	1	富山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
16	202		高岡市	1	高岡市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、高岡市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用)第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の承認)第3条 旧姓を使用することを希望する職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を得なければならない。2 前項に規定する旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して、任命権者に提出するものとする。 (承認の通知)第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該承認を受けた職員に通知するものとする。 (承認の取消)第5条 任命権者は、前条の規定による承認をした後において、当該承認を受けた職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止)第6条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (責務)第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、市民又は職員に混乱が生じないよう、常に努めなければならない。2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (他の任命権者の機関に異動又は併任された職員の取扱い)第8条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、当該任命権者以外の機関に異動又は併任され、引き続き旧姓を使用しようとする場合で、当該承認を受けたことを証明する書類の写しを異動又は併任された任命権者に提出したときは、当該職員は第3条第1項の規定による承認を受けたものとみなす。この場合において、同条の手続きは、省略するものとする。 (補則)第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日)1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。(特例による旧姓使用の承認)2 この要綱の施行の前日に戸籍上の氏を改めた職員であって、旧姓を使用することを希望する職員は、別に定めるところにより、任命権者に対し、旧姓の使用の承認を申請することができる。3 前項の規定による申請に対して任命権者の承認があったときは、当該承認は第3条第1項の規定による承認とみなす。 附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。	高岡市議会	1	2	1	2				1	1	1	1	1		
16	204		魚津市	1	魚津市職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、魚津市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	魚津市議会	1	2	2			2			1	1	1	1	1	1
16	205		氷見市	2		氷見市議会	1	2	1	氷見市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
16	206		滑川市	4		滑川市議会	1	2	1	滑川市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めていない。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6		問12-7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
													1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
16	207	黒部市	1		黒部市職員の旧姓使用取扱い規程 第1条 この訓令は、黒部市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 第3条 職員は、前条に規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 第5条 市長は、前条の規定による承認をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 第6条 第4条の規定による承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	黒部市議会	1	2	1	黒部市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1				
16	208	砺波市	1		砺波市職員通称使用取扱要綱第1条、この要綱は、砺波市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏名以外の氏名を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	砺波市議会	1	3	1	砺波市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1				
16	209	小矢部市	1		小矢部市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	小矢部市議会	1	2	1	小矢部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
16	210	南砺市	1		南砺市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、南砺市職員定数条例(平成16年南砺市条例第27号)第1条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用する文書等で法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	南砺市議会	1	2	1	南砺市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1			

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材(動画)「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント規定等に関する規定(倫理)	2 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している 2. 研修においていない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
富山県	富山市	富山市	0	0	1	0	0	1		3	0	1	1			3	
			0	0	1					1	0	1	0			11	
			0	0	13					11	4	13	0			1	
			15	15									14				
16	201	富山市	4	4	3					3		3	4			1	富山市地域防災計画 富山市災害対策本部各部の分掌事務 市民協働相談班(市民協働相談課、消費生活センター、男女共同参画推進センター) 1 ボランティアへの支援に関すること。 2 男女共同参画の視点に関すること。 3 避難所の陳情処理に関すること。 4 災害時の消費者対策(価格監視、相談所開設)に関すること。
16	202	高岡市	4	4	3					3		3	1	高岡市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員及び当選者は、議長の承諾を受けたときは、別表に掲げるものを除き、旧姓を使用することができる。 別表(第3条関係) 1 履歴に関する届出書類 2 身分に関する証明書類 3 辞書 4 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 海外渡航関係書類 7 在職証明書等各種証明書 8 叙勲等表彰の申請書類 9 その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの		1	「高岡市災害対策本部の編成及び事務分掌」 1 男女平等推進センターの被害状況把握、利用者の安全確保及び施設の保守に関すること。 2 男女共同参画の視点に関すること。
16	204	魚津市	4	4	3					3		3	4			2	
16	205	氷見市	4	4	1			3	ハラスメントを含むコンプライアンスに関する書籍を全議員に配布している	3		3	4			2	
16	206	滑川市	4	4	3					3		3	4			2	
16	207	黒部市	4	4	3					3		3	4			3	
16	208	砺波市	4	4	3					1	3	3	4		特になし	1	砺波市地域防災計画(一般災害編)
16	209	小矢部市	4	4	3					3		3	4			2	
16	210	南砺市	4	4	2					1	3	1	4			2	
16	211	射水市	4	4	3					3		3	4			2	
16	321	舟橋村	4	4	3					3		3	4			2	
16	322	上市町	4	4	3					2	3	2	4			2	
16	323	立山町	4	4	3					3		3	4			2	
16	342	入善町	4	4	3					1	3	3	4			2	
16	343	朝日町	4	4	3					3		3	4			2	